

○議長（山口文明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

橋岡協美議員の質問を許します。

橋岡協美議員。

〔6番 橋岡協美議員登壇〕（拍手）

◆6番（橋岡協美） 議席6番、橋岡協美でございます。通告に従いまして、質問させていただきます。

今後の高齢者を取り巻く環境の変化に適切に対応するため、介護、予防、医療、生活支援サービス、住まいの5つを一体的に提供していく地域包括ケアシステムの考え方に基づき市の取り組みをまとめた第5期佐倉市高齢者福祉・介護計画が、本年度から平成26年度までの3カ年の計画がスタートしました。この中で平成23年9月末現在の高齢化率は22.7%、本計画の最終年度に当たる平成26年には高齢化率27%、およそ3.7人に1人が高齢者となることが推測されております。しかしながら、全国の認知症患者が300万人を超えたことが先日報道されていまして。これは予想をはるかに超えたスピードで急増している。つまり想定外であるということです。この第5期計画はあくまでも計画であって、先ほど申し上げた認知症と同じようになかなか推測どおりにはいかないと思いますが、この第5期計画が終了して迎える平成27年度、市長が考える佐倉市の高齢者福祉、介護の形をお伺いいたします。また、高齢者福祉・介護計画は、介護保険の負担と給付を決める上でととなるものですが、この第5期計画が終了した段階で、負担と給付を推測すると介護保険料はどのようになることが予想されるのでしょうか。

以降の質問は自席にて質問させていただきます。

○議長（山口文明） 市長。

〔市長 藤 和雄登壇〕

◎市長（藤和雄） 橋岡議員のご質問にお答えいたします。

第5期佐倉市高齢者福祉・介護計画におきましては、身近な生活圏域のサービス拠点となる特別養護老人ホーム、介護老人保健施設を日常生活圏域ごとに整備を図るとともに、地域密着型サービス施設等の整備を重点に進めるものでございます。今年度特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設の公募を実施し、それぞれの施設の選定を行うことができましたので、各日常生活圏域のサービス拠点がほぼでき上がったものと考えております。平成27年度においては健康寿命の延伸が図られるとともに、日常生活圏域における特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設を拠点とした在宅福祉施策の充実が進められ、身近な地

域で福祉サービスが享受できる佐倉市として、さらなる発展を目指すことのできる高齢者福祉、介護の形へと進捗させたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（山口文明） 福祉部長。

〔福祉部長 川根紀夫登壇〕

◎福祉部長（川根紀夫） 第5期計画が終了した段階における負担と給付の推測についてお答えをいたします。

第5期計画におきましては、施設サービスに係る介護老人福祉施設の増床、新設及び老人保健施設の新設等、整備が達成された段階での介護サービス費をもとに、第6期計画における介護保険料を算出することとなります。第6期計画については、地域密着型サービスを中心としたサービスの増加と高齢化の進行に伴い、要支援、要介護認定者が毎年4%ほど増加することが予想されますので、介護保険制度の改正による保険料の負担割合の変更がないとした場合は、介護保険料の上昇は避けられないというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山口文明） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） 第6期に向けて、現在の状況を聞きますと介護保険料は上がるということが、今の段階でもうわかっていることを伺いました。今回の値上げが大体20%ぐらいあったと思います。皆さんかなりつらい思いをしている方が多い中、抜本的な何かをしなければいけないということを今から市民の皆様の問題提起をすることが大事ではないでしょうか。

介護予防事業について伺います。計画の重点施策の1番目である佐倉市が実施している介護予防事業は、介護保険制度の効率的運用を図る上で大変重要となっておりますが、第5期計画策定前の市民アンケートでは、この介護予防事業について知っていると回答した方は、全体の17.8%と大変低い状況です。市では介護予防普及啓発事業や介護予防リーダーの養成等さまざまな事業に取り組んでいますが、中でも二次予防事業の対象者把握事業について伺います。昨年度志津地区を対象に日常生活に必要な機能の状態を確認するための基本チェックリストの調査を実施しましたが、実施者数、回収率、またそのうち

二次予防事業の対象者数はどのぐらいいらっしゃいましたか。また、郵送以外の方法で二次予防事業の対象者数の把握を行っていますでしょうか。

○議長（山口文明） 福祉部長。

◎福祉部長（川根紀夫） お答えいたします。

介護予防事業の志津地区の対象者数でございますけれども、1万4,433人でございます。そのうち回答いただきましたのは1万292人で、約71%の回収率でございます。その中で二次予防事業の対象者に該当する方は2,302人、約22%でございます。また、郵送以外の方法による対象者の把握といたしましては、市や地域包括支援センターの行う65歳以上の高齢者を対象とした予防教室、出前講座、訪問時等においても随時実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（山口文明） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） その二次予防事業対象者について、その後のフォローはどのように実施していますでしょうか。また、介護予防事業の認知度の低さを踏まえたと、今までと違った切り口と方法で介護予防事業を進めていく必要があると考えますが、市としてどのように考えているか、あわせてお伺いいたします。

○議長（山口文明） 福祉部長。

◎福祉部長（川根紀夫） お答えいたします。

二次予防事業の対象者で教室に参加されている方は現在114人で、対象者全体の約5%程度でございます。この教室は、生活機能の維持、向上を図ることを目的に行うもので、運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上、認知機能低下予防の各種プログラムを個々の状態に合わせて提供しております。今後も佐倉市の重点施策である認知症対策を推進することとあわせ、一般高齢者向けの介護予防事業においても、特に認知症予防につながる事業を取り入れて実施してまいります。二次予防対象者の把握事業は、平成23年度、志津

地区、平成 24 年度、臼井、千代田地区、平成 25 年度に佐倉、根郷、和田、弥富地区を対象に実施いたします。この 3 年間を通じ実施した結果を踏まえまして、今後の介護予防事業の進め方について調査研究してまいります。

以上でございます。

○議長（山口文明） 橋岡協美議員。

◆ 6 番（橋岡協美） 5%というのは大変低いと思います。高齢者クラブも5%ぐらいでしようかね。今までと違った切り口と方法でと申し上げましたが、PRの方法として、行政の窓口だけでなく薬局やドラッグストアで告知活動を行っている自治体もございますので、今までと違った方法でやらなければ、認知度もこういった教室のPRということもできないと思いますので、違った方向から考えることもしていただきたいと思います。

次に、地域包括支援センターについてお伺いいたします。地域包括支援センターの認知度について、要介護、要支援の方を対象とした調査では、認知度が 67.3%である一方、一般高齢者を対象とした調査では 34.2%と低い状況にありました。今後さらに地域包括支援センターの役割は重要となっていく中、認知度アップのため市として具体的にどのようにしていくかお伺いいたします。

○議長（山口文明） 福祉部長。

◎福祉部長（川根紀夫） お答えいたします。

要支援、要介護認定を受けた方の認知度と一般高齢者の方の認知度に違いがあることは、介護保険に関するさまざまな相談や介護予防ケアプランの作成を業務としているため、要支援、要介護認定者が地域包括支援センターを利用する機会が、一般高齢者に比較し多いためと認識しております。地域包括支援センターの周知につきましては、センター業務を5カ所に拡充した平成 21 年度以降、各地域包括支援センターでは地域に出向き介護予防啓発事業や出前講座の開催及び敬老の集いに参加する中で地域包括支援センターの周知に努めております。また、市では「こうほう佐倉」や福祉に関する地域資源マップを配布することによりまして周知に努めているところでございます。今後につきましてもより多くの方に地域包括支援センターを知っていただけるよう、さまざまな場面や媒体を活用し積極的に周知に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（山口文明） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） 認知度アップのためにあの手この手をお願いいたします。

次に、スマイルサービスについてお伺いいたします。現在の住まいで介護を受けたいと考えている方が、45.5%と大変高い数字になっています。自立を支える多様な在宅サービスを重視することを踏まえ、高齢者やひとり暮らしの家庭ではできない、行政でもカバーできない病院の付き添い、大型ごみ出し、布団干し、草取り、エアコン掃除など、日常生活のお手伝いをボランティアでやっていくシステム、これをユーカリが丘地区社協ではスマイルサービスとして立ち上げました。現在利用者が増加し続け、介護保険でカバーできない数々の作業の実態の現状が浮き彫りにされていますが、調整役をするコーディネーターの負担は物心ともかなり大きくなっています。このスマイルサービスを持続可能にするために必要などころに必要な予算と人員配置することが不可欠であります。ボランティア活動の推進と支援をし、みんなで支え合い喜びが生まれる都市を掲げている佐倉市として、今後どのようなことを考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（山口文明） 福祉部長。

◎福祉部長（川根紀夫） お答えをいたします。

スマイルサービスは、公的サービスでは対象とならないサービスを低額な料金で提供するサービスでございます。利用者や協力会員の皆様からは好評を得ているというふうに向っているところでございます。このような取り組みは、そこに住むすべての住民が安心して暮らせるまちづくりを住民が主体となって地域ぐるみで推進するもので、高齢社会を支える仕組みであると考えておるところでございます。ユーカリが丘地区社会福祉協議会は、スマイルサービスを運営していく上でさまざまな課題を乗り越え、現在に至ったものと推察をしているところでございます。今後なお一層のご活躍とスマイルサービスが先進事例として他の地域にもこのような取り組みが広まることを期待しているところでございます。以上でございます。

○議長（山口文明） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） 先進事例として発展していくことを願うという行政の思いを伺いました。それでは、市民協働の見地から考えてはいかがでしょうか。スマイルサービスの利用者さんは地域包括支援センターからの紹介が現在3分の1を占める現状を踏まえ、連携が進み地域包括支援センターではカバーできない部分をスマイルサービスが担っているのですから、行政として何らかの手だてを打つことで介護予防や見守りにもつながり、まさに市民と行政がともに手を携える体制の1つになると考えますが、いかがでしょうか。また、現在ボランティアの登録団体と団体登録人数が減っている反面、個人ボランティアが増加している。このことに注目し、個人ボランティアの育成に力を入れることが必要です。このスマイルサービスの協力会員は、すべて個人会員で、高齢者の方もいらっしゃいます。つまり高齢者の能力活用にもつながると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（山口文明） 福祉部長。

◎福祉部長（川根紀夫） お答えをいたします。

3点ほどご質問いただいておりますけれども、まとめてご答弁をさせていただきます。第2次佐倉市地域福祉計画では、市の全域となります基本福祉圏域、市内を5圏域に分けた高齢者福祉・介護計画でいう日常生活圏域に当たりますけれども、中域福祉圏域、そして地区社協等を中心とする小域福祉圏域の3層構造の地域福祉の推進圏域を設定しているところでございます。こういった中で地域包括支援センターが小域福祉圏域の地区社協等、さまざまな活動と連携するなど、まさに地域づくりに大変大きな役割を果たしているところでございます。福祉力の高い地域づくりに向けては、高齢者の能力活用の視点も含め、共助を下支えする公助の役割が大変重要だと考えているところでございます。今後地域住民の自発的、そして主体的な活動を尊重しつつ、高齢者のニーズに沿ったスマイルサービスなど、地域の支え活動の活性化に向けた検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（山口文明） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） 昨日の市長答弁で地域包括支援センターの拡充で地域力のアップを図るとありましたが、現状はボランティアの力に支えられている部分が多いので、今後スマイルサービスを先進例として他地区に発展していくことを考え、市民協働で取り組んで

いただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。航空機の騒音問題について。2010年、一昨年10月21日から羽田空港の再拡張事業完了により、佐倉市の上空を通過する航空機数が明らかに増加し、昨年11月の議会でさくら会提案、発議案第3号 羽田空港離着陸機の騒音軽減に関する意見書が全会一致で議決されました。佐倉市上空を通過する低空飛行の約4,000フィート、約1,300メートルの高さと聞いても、なかなかぴんとこないかもしれませんが、今話題のスカイツリーは634メートルですから、スカイツリーの高さを2倍した高度を飛行機が1時間に10便以上飛んでいくことになります。もう少しわかりやすく申し上げると、飛んでいく飛行機の尾翼のマークがはっきりと見えます。日本の飛行機が通った、外国の飛行機が通った。はっきりとわかるぐらいの高さを通っていることを考えてください。さらに、申し上げれば、ユーカーが丘地区には高さ100メートルの高層マンションがあり、騒音の問題だけでなく、低空飛行に恐怖を感じていらっしゃる方もいらっしゃいます。羽田の拡張工事でD滑走路が増設され供用開始されたことが、佐倉市への航空機ルートが増加につながり、航空機による騒音問題につながっている理由として、羽田空港の西側の東京都、神奈川県側には米軍が横田基地などを利用する飛行機を管制している横田空域があるため、羽田空港の離着陸機は一定高度以上でないと空港西側は飛行できないため、空港東側の千葉県上空を飛行しないと飛行機が羽田空港に着陸できないのが現状なのです。つまり羽田空港の拡張を支えているのは千葉県なのです。うるささ指数については、以前は佐倉市内の調査はなく、低空飛行の近隣市町の例で基準の70以下であるということでしたが、平成24年度の連絡協議会におきまして、夏、冬1回ずつの臨時騒音測定を実施する予定であると、さきの議会で答弁がありました。この夏の臨時騒音測定はいかがなりましたでしょうか。また、航空機騒音に対する佐倉市の今後の対応についてお聞かせください。

○議長（山口文明） 環境部長。

◎環境部長（渡辺尚明） お答えいたします。

佐倉市内における臨時騒音測定につきましては、今年度国土交通省において行っております。このうち夏季調査につきましては、本年6月に1週間、6月22日から6月28日、志津浄水場管理棟屋上に測定機器を設置し航空機騒音調査を行いました。なお、今回行った調査結果につきましては、国に問い合わせましたところ、9月中に判明する見込みとこのことでした。

以上でございます。

○議長（山口文明） 企画政策部長。

◎企画政策部長（鶴澤初範） 佐倉市の今後の対応策についてお答えをいたします。

市ではこれまでも羽田再拡張事業に関する県・市町村連絡協議会を通じまして、佐倉市上空を通過する航空機の高度の引き上げが騒音低減につながるものとして要望してまいりましたが、今後も引き続き要望をしてまいる、そういうつもりでおります。

以上でございます。

○議長（山口文明） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） 今後も要望していくということでした。志津浄水場での臨時騒音測定の結果は、今月に出る予定と伺いましたが、その結果は市民に対してどのように広報していくのでしょうか。近隣の千葉市のケースを見てみますと、南風好天時に南方面から千葉市上空を飛行する経路について、つまり房総半島を北上して千葉市に入る。こういった経路の飛行機に対して、先月23日から11月14日の午前8時から午前11時までの間、高度引き上げの試行が始まり、千葉市の市長が航路下へ視察に出たことが報道されてきました。具体的には5,000フィートから7,000フィートに引き上げて飛行する試行が始まったのです。つまり佐倉市の上空を飛んでいる4,000フィートよりも高い5,000フィートを飛んでいる現在の飛行高度を7,000フィートに上げる試行が始まったという意味です。これは千葉市が羽田再拡張事業に関する県・市町村連絡協議会の一員として取り組んだ上に、千葉市独自で抜本的な航空機騒音軽減対策の早期実施の取り組みとして、千葉市単独で国土交通省に申し入れをした結果ではありませんでしょうか。そこでもう一度伺いたします。佐倉市として独自の申し入れを国土交通省に出してほしいと思いますが、今後その予定はありますでしょうか。

○議長（山口文明） 環境部長。

◎環境部長（渡辺尚明） まず、測定結果の広報の関係をお答えいたします。

国による臨時騒音測定の結果につきましては、データが送付され次第、早急に市のホームページに掲載をし、市民の皆様にお知らせしたいと考えております。

以上でございます。



○議長（山口文明） 企画政策部長。

◎企画政策部長（鶴澤初範） 佐倉市独自の要請についてお答えをいたします。

南風好天時における南方面ルートでの高度引き上げの試験運用につきましては、千葉市単独の活動によるものではございませんで、航空機による騒音影響を受けている自治体からの要望や各自治体で受けております住民からの苦情などの状況を国に訴え続けた連絡協議会活動の成果であると理解をしております。今後も市といたしましては、連絡協議会を通じて騒音低減等について要請をしております。

なお、この試験運用により安全上の問題が解決されれば、次は佐倉市にも関連をいたします北方面ルートの高度引き上げについても検討の可能性が出てくるのではないかと期待をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（山口文明） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） 私もそれを期待したいと思います。房総半島を北上してくる飛行機が高度が上がれば、佐倉市の着陸に向かう飛行機も高度を上げることができるのではないかと思いますので、今協議会を通して申し入れをしていくということでしたので、今後もお願いしたいと思います。

平成16年2月9日千葉県及び関連14市の総意として、千葉市上空への集中を避けることや浦安市陸域の上空通過を回避することなどを国土交通省に意見を出した結果、拡張する滑走路の角度を修正し、集中する航路については高度を上げるなどの修正案を国が示し、千葉県及び関連14市が了承した経過があります。つまり拡張事業の完成と発着回数をふやすために、国は意見、要望が市区町から出されれば真摯に対応する、いえ、真摯に対応するしかなかったということのあらわれです。その逆を考えますと、航空機の騒音問題について意見を出さないでいけば了承したことになってしまうと考えられます。この意見書に対して、国が示した修正案によって初めて佐倉市は関連市となった経緯があります。それ以降の平成16年7月、国、県及び関係12市町村を対象として羽田再拡張後の飛行ルートの説明会が開催され、佐倉市は副市長が出席し、その後、国、県及び関連26市町村で羽田再拡張事業に関する県・市町村連絡協議会が設置されました。わかりやすく申し上げますと、佐倉市は現在の航路がほぼ決まってから、この羽田再拡張事業に関する県・市町村連絡協

議会のメンバーになったことになります。そこでお伺いいたします。この協議会で佐倉市が現在までにどのような主張をしてきたか。また、協議会の他自治体との連携について伺います。

○議長（山口文明） 企画政策部長。

◎企画政策部長（鶴澤初範） お答えをいたします。

これまで連絡協議会を通じて行った要望でございますが、まず騒音軽減策といたしまして、市民の皆様から苦情が多く寄せられております南風好天時におきまして、佐倉市上空の航空機の飛行高度を上げることを要望いたしております。また、千葉県内陸部にとどまらず、東京都や神奈川県を含めた航路の分散を行うことについても要望いたしております。さらに、原因者である国がみずから佐倉市における航空機の騒音の状況を把握するよう、市内に騒音測定基地の設置を要望しております。今回の臨時騒音測定の実施は、その成果であると考えております。

なお、佐倉市といたしましては、南風好天時だけでなく、すべての風向きにおける臨時騒音測定の実施を強く要望しております。そのほか高度や航路の設定理由等につきまして、国のホームページに掲載することを要望いたしております。関係市町村とは協議会の場を通じまして、より一層連携協力していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山口文明） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） 協議会の中で佐倉市だけが騒音軽減を主張できないとためらわず、協議会の中で航路を分散して騒音を軽減していこうと主張することが大切です。冒頭の佐倉市議会として議決された意見書の中には、国土交通省が示した経路を海上に設定することによって、陸上部への影響を軽減すること。そして、経路を分散させること。陸上部を経路とする場合は、着陸時の降下開始高度を航空機の安全運行を妨げない範囲で引き上げることを遵守し、航空機の騒音を軽減するためのさらなる改善策を強く要望することがはっきりと明記されています。騒音問題等を首都圏全体で共有し、納得のいく分担のためにもルート分散化は必須で、騒音についても痛み分けをすることを佐倉市として主張していただきたいのです。佐倉市は放射能の除染作業において、国よりも厳しい基準を設けるなど、環境については先進的な取り組みをしているところであると評価しております。

この騒音問題についても積極的な取り組みをお願いいたします。

さて、ここで違う視点で考えていただきたいのは、市長が進める施策の中で定住人口をふやすために住みたいまち、住み続けたいまちに選んでいただけるまち、先ほどは品格のあるまちとありました。ワンランク上の都市、そのための佐倉市の強みは何でしょうか。歴史、自然、文化のまち佐倉とありますように、豊かな自然、静かな環境を求めて市外から転入してくる方が多くいらっしゃいます。単にうるささ指数の70以下なら問題ないではなく、佐倉市と佐倉市民の資産価値を守るために、佐倉市としてしっかりとした取り組みが必要です。そこで伺いますが、佐倉市のホームページでこの航空機による騒音問題について調べてみますと、タイトルが航空機として企画政策課の所管となっています。航空機騒音の問題は、例えば千葉県のホームページでは、環境生活部所管、千葉市では環境保全部所管として取り組んでいます。企画政策課の所管というのは、県・市町村連絡協議会に出席している担当課という意味であると思いますが、市民からすると大変わかりづらく、また騒音問題として取り扱っていないことのあらわれではないかと危惧いたしますが、いかがでしょうか。また、先ほど騒音調査の結果は、佐倉市ホームページに載せるということでありましたが、どの部局に掲載されるのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（山口文明） 企画政策部長。

◎企画政策部長（鵜澤初範） お答えをいたします。

羽田の航空機に関するホームページが探しづらいとのご意見につきましては、今後環境部局からも検索できるように改善をいたしますとともに、さらに見やすいホームページの構成に努めてまいります。また、航空機騒音の対策につきましては、これまでも環境問題として認識をし、環境部とともに進めてまいりましたが、騒音低減に向けまして、さらに連携を強化してまいります。

以上でございます。

○議長（山口文明） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） 羽田の発着容量は現在の年間30万3,000回から最終的には44万7,000回となる計画ですので、その発着容量が最大になる前に、佐倉市独自の具体的な取り組みとホームページ上だけにとどまらず、「こうほう佐倉」を通じて広く佐倉市民に対して広報していただくことを要望し、次の質問に移ります。

次に、徴税業務について伺います。市の施策に税の公平、公正、効率的な賦課と徴収率向上に努めますとある中で、市税の徴収率も滞納繰り越し分が極端に低くなっているのが現状です。市税滞納の解消で徴収率の向上を図り、市の財源を確保し、税負担の公平性を確保することは重要ですので、今後この市税滞納解消についてどのように取り組んでいくかお伺いいたします。

○議長（山口文明） 税務部長。

◎税務部長（藤原文夫） お答えいたします。

市税の滞納解消の取り組みでございますが、これは期限内納付の確保と厳正、的確な滞納整理の実施の2つに尽きるものでございます。特に滞納を未然に防止し、新たな発生を減らすことが極めて重要でございますので、うっかり納付忘れの防止に有益な口座振替納付の普及推進を図っております。さらに、平成25年度からはコンビニエンスストアにおいても納税いただけるよう、現在納付環境の整備を図っているところでございます。また、滞納者に対しましては、督促や催告等により自主的な滞納解消を促しますとともに、納税相談を通じて滞納者の状況を的確に把握した上で、早期の滞納解消に向けて個々の状況に応じた滞納解消を指導しております。さらに、納税に誠実な意思が認められない場合には、税負担の公平を確保するため、滞納者の財産等の調査を適切に実施いたしまして、所有する不動産の公売や預貯金差し押さえなどにより収納強化を図る一方、厳正に納付能力の調査を行った結果、差し押さえるべき財産もない事案は、滞納処分の執行を停止するなど、法にのっとった的確な滞納整理を推し進めているところでございます。このように滞納解消に向けて努力いたしました結果、市税滞納繰り越し分の徴収率は、平成20年度の12.90%が、平成21年度には14.58%、平成22年度は16.28%、平成23年度は18.33%と年々着実に向上してきておりますので、今後も引き続き期限内納付の確保と厳正、的確な滞納整理の実施による滞納解消と徴収率の向上に努めてまいります。

以上です。

○議長（山口文明） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） 一連のその滞納解消について伺いました。他部局との連携について伺いたいのですが、今や市区町村の事務もいわゆる縦割り行政から庁内の横断的連携による取り組みへとシフトしていくことが求められています。子育て、社会福祉、納税の各課

は、社会生活において困難を抱えている方々とかかわる場面が多いと考えられます。これら各課から相談事業への紹介がなされて支援がなされることになると、これら各課担当者の業務遂行も円滑になると考えられ、行政全体の効率化につながると考えられます。ここで考えていただきたいのは、滞納問題の先に複数の部署が所管する事案につながる場合、例えば市民の方が、市民税、保育料、給食費とそれぞれの担当課を市に来て回り、それぞれの担当者が事情を聞くとなると大変非効率になります。1つの担当課で10分かかったとして3課で30分かかっていることになります。そしてまた、市民のいらいらも募っていきます。市民サービスの向上とはかけ離れた方向ではないでしょうか。現在耐震化率が低い建物から部局の移転が始まり、また大変わかりづらくなっている庁内です。佐倉市では市民税、固定資産税、国民健康保険税の徴収部門の一元化が進みましたが、さらに情報の共有化や問題解決については、他部局との連携はあるのでしょうか。

○議長（山口文明） 税務部長。

◎税務部長（藤原文夫） お答えいたします。

滞納者に関する徴収部門と他部門との情報の共有につきましては、どうしても制度上の縛りがございますので、現在行っておりません。滞納者との納税相談では、相談者の家族構成や収支の状況、資産の保有状況などを詳細にお伺いした上で、早期に税の滞納が解消されるようアドバイスし、納税計画の立案に関与しているわけですが、納税相談等で得られた情報は、家庭の事情や所得、資産、負債などのプライバシーに直結する個人情報でございます。また、徴税吏員には一般の職員よりも重い守秘義務が課せられてもおりますので、これらの情報を他部局に提供し共有するといったことは難しいと考えております。しかしながら、例えば生活困窮の原因が過大な債務である場合などのように、生活再建に向け専門家の関与が必要なこともございますので、状況に応じて市の消費生活センターや無料法律相談の利用をご案内しております。また、市の福祉部局等の関与が必要と思われる場合には、担当部局にご相談いただくようアドバイスをしているところでございます。なお、相談者が各部局等に相談するに当たり、市税の滞納情報等が必要な場合には、相談者本人へ情報提供を行うことによって間接的に関係部局等へ情報提供等を図っているところでございます。

以上です。

○議長（山口文明） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） 今の市民相談について、どうしてもなかなか守秘義務、それから個人情報の問題があるから難しいというご説明をいただきました。滞納者の中には多大な債務を負った方もいらっしゃると思います。佐倉市においても多重債務対策としての市民相談の取り組みをしていると伺いましたが、具体的な内容を伺います。また、庁内の関係部局のどこがその会議に出席しているのでしょうか。

○議長（山口文明） 市民部長。

◎市民部長（鈴木孝一） お答えいたします。

佐倉市では国が策定した多重債務問題改善プログラムを踏まえ、庁内関係部局及び関係機関が共通の認識を持ち連携して取り組むことを目的として、平成21年2月に佐倉市多重債務問題対策連絡会を設置しております。構成する所属につきましては、徴収担当課として収税課、学務課、子育て支援課、社会福祉担当課等として社会福祉課、高齢者福祉課、児童青少年課、自治人権推進課、消費生活センター、関係機関として佐倉市社会福祉協議会が構成員となっております。佐倉市における多重債務に関する相談の現状でございますが、平成23年度多重債務相談に寄せられた相談は19件でございます。次に、消費生活センターに寄せられた多重債務に関する相談は29件でございます。また、法律、人権、行政相談におきましても多重債務に関する相談が8件ございました。これらの相談につきまして、弁護士への相談が必要と判断された場合は、法テラス、千葉県弁護士会などへの紹介をしているところでございます。さらに、千葉司法書士会佐倉支部の協力のもとで行っております司法書士相談におきましても、債務整理に関する相談が平成23年度に10件ございました。また、その他の取り組みとして千葉県の主催による借金及び闇金融、家計に関する相談をことしの7月14日に佐倉市を相談会場として実施いたしました。これまでも庁内関係課には多重債務者を発見した場合、多重債務相談や消費生活相談を紹介していただくようお願いしていたところでございますが、さらに関係部局で連携し、多重債務者を相談へと確実につなげるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山口文明） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） 今担当部局はどうやら連携していこうという形がわかるのですが、

私が相談者だとして伺うと、結局は法律相談はあちらですよ、消費者相談はミレセンに行ってください、何々部はあっちへ行ってくださいということなのですね。全部点なのですね。線でそれをつなぐことはできませんかということをおは今申し上げます。経済状況の低迷に伴い生活困窮者が増加している中で、市税等を滞納している市民が多重債務に陥っていないかを積極的にお尋ねし、該当すれば債務整理とあわせて各課連携のもと生活再建を図り、結果として徴税率の向上を図っている自治体が先進例としてもう既にあります。つまり冒頭申し上げた滞納解決事務の目的に、市民の生活の再建を加えることが必要ではありませんか。市民の目線に立つことで市税滞納の解消が市民の生活再建も達成できると考えます。佐倉市としてどのように取り組んでいるか伺います。

○議長（山口文明） 市民部長。

◎市民部長（鈴木孝一） お答えいたします。

佐倉市では債務整理につきましては、市の法律、人権、行政相談や消費生活センターなどを紹介し、解決への後押しをしているところでございます。ご質問の生活再建についての相談は市では実施しておりませんが、千葉県から相談事業の委託を受けているVAICコミュニティケア研究所では365日相談所を開設しており、継続的な生活再建の相談、手助けをしております。具体的には生活費の管理の仕方や、また希望者には行政機関へ同行し納税相談等に同席するなどの活動を行っておりますので、佐倉市多重債務問題対策連絡会の構成職員及び市の法律、人権、行政相談の相談員並びに消費生活センター職員への周知徹底を図ってまいります。なお、VAICコミュニティケア研究所による生活再建支援相談を佐倉市を相談会場として10月と2月に実施する予定でございます。

以上でございます。

○議長（山口文明） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） 生活再建に対して県のVAICという組織でバックアップしていくということなのですが、そちらを紹介して最初の徴税率アップにつながったことはあるのでしょうか。

○議長（山口文明） 税務部長。

◎税務部長（藤原文夫） 直接的に数字を拾っているわけではございませんが、いろんなサラリーマン金融等から借り入れしている人の場合は過払いという問題がありますので、過払い金の差し押さえというような手段で解決に導いていくような事例がございます。以上です。

○議長（山口文明） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） 先進的な自治体の例では、多重債務相談における、今おっしゃっていましたが過払い金回収と利息制限法引き直し計算により返済しなくてもよくなった債務額があり、またこの過払い金回収金額から税金等滞納金額に充当された金額は、例えば人口5万人規模の自治体では200万円余りの実績がありました。徴税課で取り組んでいらっしゃる公売に関して資料を見ますと百九十何万ということでしたので、それと考えると、この200万円過払い金を戻して徴税に充てたということは大変大きいのではないかなと思います。各課においては催告書へ法律相談チラシを同封することから始まり、庁内の横断的連携によるワンストップの市民相談でカウンセリングを実施し、聞き取った内容と債務整理や生活再建の目途について、法律家の相談を紹介するとともに情報を提供し、これまでの各部門が個別に行っていた請求をまとめ、相談者の生活や家計も考慮した分納計画に役立て、またこの際に市と相談者との間で個人情報取り扱い同意書というのをもう既にとるのですね。また、過払い金を回収した際に、税金等を受任した法律家が納付していただく代理納付承諾書というのを取り交わし、個人情報の保護に配慮すれば佐倉市としても取り組める事案であると思います。債務整理を受任する弁護士、また司法書士と綿密に連携し、債務整理とともに過払い金等で税や使用料の計画的納付につなげ、またさらには就労支援までつなげ生活再建できれば、本当の市民目線の行政サービスになり得ると思います。こういったワンストップの市民相談の窓口を全自治体に設ける方向で厚生労働省内で検討が始まっていると伺っています。庁内の連携、ワンストップで市民相談を受ける体制づくりをすることで、市民が複数の課を回らなくて済めば市民サービスの向上につながり徴収率をアップでき、職員がより効率的に働けるようになり、市民の生活再建へつながると考えられます。一挙両得どころか3得にも4得にもなると考えられます。先ほどの答弁でのあたりが市民目線で考えているのかお伺いいたします。

○議長（山口文明） 市民部長。



◎市民部長（鈴木孝一） 市民の方から多重債務等々の相談があった場合には、職員がそれぞれの課にまたがっている状況でございますけれども、先ほど議員からお話もありましたように、点をつなぐような仕組みを考えながら真摯に相談に乗っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山口文明） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） 昨日の副市長の答弁で重要な課題は分野横断的に取り組むとありました。このように複数の部局がまたがる場合は、企画政策課であるとか政策調整会議で話し合うのかもしれませんが、ゼロのものを起こすのではなく、既に多重債務についての関連の部局が入った会議がもうあるわけですから、それを種にして市役所で横断的な取り組みをして、このワンストップによる市民相談という体制づくりをしてほしいと思います。佐倉市が今から検討を始めていただくように要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（山口文明） これにて橋岡協美議員の質問は終結いたします。